

室に幽置し午後八時に到るまで室を出でしめず、以て會社が如何に細心なる警戒をなせしかを知るべし。然れども各工場は尙平靜ならざる状態を示したるを以て、造船所に於ては此際斷乎たる處置を採るに決し、日星を附したる職工を召喚し聴取書を探り連判帳事件の當事者藤井、須崎兩名を減首し且聴取書に於て船體、船骸、艦裝三工場一千餘名が、桃野、有川、水野外二名を委員とし正式に五日を以て嘆願書を提出すべく申合せ、嘆願書正本を水野委員が所持せることを窺知したるため、守警は五日拂曉水野方の疑込を襲ひ、正本を押收し且同人を會社守警本部へ拉し去り一方定刻七時に出社し勤惰場に顔を出せる桃野外三委員が自分等の名札の取り除かれあるのを見て不審せるを待ち受けたる守警は是亦守警本部に拉し行き、五名に夫々守警を附して嚴重監視し、一々身體検査の上取調べを行ひ正午過白髪工場長、野口工作課長外一名の書記列席して一名宛呼出し會社の規則に違反行爲あれば解雇されぬ以前に辭職せよと殆ど高壓的に辭職せしめ、一步も工場内に立ち入れしめず、即時給料を支拂ひ社外へ立ち去らしめり。此事を聞知したる職工等は太く心配し俄に代表二名を選び守警本部へ五委員引渡し方を申出た所、其二名も亦引止められた儘、退出時間前迄工場へ歸り來らざるため忽ち全工場の大激昂となり、全部職工、會社事務所に押寄せ工作課長に面會を求めたる爲め、守警約三十餘名と一と競合ひを演せんとしたるが職工側は不穩の行動に出でず、其場に山田、楡垣、高橋、鈴木の新委員を選び嘆願書の寫しを以て會見を求め工作課長と三十分間の會見を遂げたる結果、書類に不満の

點あり修正せよと突き返され代表者は止む無く一旦引取りたり。爲めに工場内は混亂して不安の氣漲り作業は全然拋棄状態に陥れり。

五日委員の提出したる嘆願書は左の如くなるが、提出の當初より人員人名の記入なきは、正本を會社に押收せられ、其手控を其儘に提出したるためなり。

### 歎 願 書

今般造船部工作課職工

名を以て左の嘆願を決議し提出仕候間充分御審議の上回答期日迄に何分の御沙汰相成度嘆願書及提

出候也

大正十年七月五日

神戸三菱造船所造船部工作課職工

名

### 歎 願 條 件

- 一、工場委員制度を採用されたき事
- 一、他の労働組合に加入するの自由を認められたき事
- 一、八時間制を實施されたき事
- 一、左の區分に依り日給を増加する事
  - 日給一圓以下金六十錢、二圓以下金五十錢、二圓五十錢以下金四十錢、三圓以下金三十錢、但し歩増は從來の通りの事（理由相當の収入あると雖も家計困難に付右金額を増加されたし）